

選 択 約 款

季時別バリュープラン動力（九州電力エリア）

2024年11月1日実施

株式会社グリムスパワー

本 則

1 適用

- (1) この選択約款の季時別バリュープラン動力（九州電力エリア）は、当社が別途定める電気供給約款[供給電圧が低圧のお客さま用]（以下「基本約款」といいます。）の低圧電力の適用範囲に該当し、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この選択約款は、基本約款とあわせて適用いたします。

2 選択約款の変更

- (1) 当社は、契約期間中であっても、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとの電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、契約期間中であってもこの選択約款による契約を将来に向かって解約することができます。

3 契約電力

契約電力は、基本約款の低圧電力に準じて定めます。

4 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。
 - イ 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
 - ロ その他季
毎年4月1日から6月30日および毎年10月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。
- (2) 時間帯区分は、次のとおりといたします。
 - イ 昼間時間
毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。
 - ロ 夜間時間
毎日午前0時から午前8時までおよび午後10時から翌日の午前0時までの時間をいいます。

5 料金

料金は、基本料金、電力量料金および基本約款の別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および燃料費等調整額の合計といたします。なお、燃料費等調整額は、基本約款の別表2（燃料費調整）により算定された燃料費調整額と、基本約款の別表3（離島ユニバーサルサービス調整）により算定された離島ユニバーサルサービス調整額と、基本約款の別表4（卸電力調整）により算定された卸電力調整額、および容量拠出金負担額の合計とし、料金表に定める基準単価・係数等は当社バリュープランの定めを

適用いたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,163円58銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

イ 昼間時間

昼間時間の使用電力量のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円86銭	14円76銭

ロ 夜間時間

1キロワット時につき	11円19銭
------------	--------

6 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、基本約款20（使用電力量の算定）に準ずるものとします。

7 その他

その他の事項については、基本約款の低圧電力にかかわる規定によります。

附 則

この選択約款は、2024年11月1日から実施いたします。



2024年11月1日
株式会社グリムパワー
